

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市美原B&G海洋センター(体育館・第1プール・第2プール・艇庫)の使用許可の変更	
根拠条例等・条項	堺市美原B & G海洋センター条例第4条第1項 堺市美原B & G海洋センター条例施行規則第9条第1項	
所 管 課	文化観光局 (指定管理者)	スポーツ部 スポーツ施設課
審 査 基 準	<p>(根拠条文)</p> <p>センター(附属施設を含む。以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p style="text-align: right;">(堺市美原B & G海洋センター条例第4条第1項)</p> <p>使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前14日(第1プール、第2プール及び艇庫については、使用しようとする日の前日)までに、堺市美原B&G海洋センター使用許可変更申請書に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(堺市美原B & G海洋センター条例施行規則第9条第1項)</p> <p>(基準)</p> <p>○市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り使用の許可の変更を承認することができる。</p> <p>前項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用の許可を変更してセンターを使用させることが適当であると認めるときは、使用者からの申出により当該許可の変更を承認することができる。この場合における申出は、第1項の申請書により行わなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(堺市美原B & G海洋センター条例施行規則第9条第2項、第3項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日もしくは2日
	標準処理期間を設定できない理由	